

民権名に内訴へす。治平のありませぬ。  
昭和五年四月 日

左方より通号協組見  
親分通号章付二三章止(右注親分一百七章)

別記 (五)

★檄!! 檄!!!

同志諸君!、来りて。檄を以て彈左か先か勇義あり。我斗的勾ヒワコ此れ  
る者!! かツケリヒワケも! 今トベセ! 暴圧を彈圧を 行動ハル!  
★ストライキ如 ★セネスト如

自働車の部


別記 (左)

檄

南白は暴圧命令他化の美名に陽水豆と決を以て獲得しきたる。暴圧の政得権を無様子ハ  
刺撃した。暴圧の美名に我等は生活権獲得の爲め、我等の威力を以て獲と起て生  
活権の獲得を獲得せよ!! 起て!! 起て!! 起て!!

鉄のめり銃剣と勇義あり。闘争は暴圧に我等の獲得の威力を以て獲得権を死守せよ。  
法裁

我らも勇義あり。闘争は暴圧に我等の獲得の威力を以て獲得権を死守せよ。  
右法裁あり  
一九三〇、四月十一日

親工部  
浮川支部臨時大会  


別記 (右)

檄!

- 一、自由の権利を及ぶ者!
- 一、暴圧抑り者ハ注意せよ!!
- 一、道徳の徳も今獲せ!
- 一、我等を暴後まわすれ!
- 一九三〇、四月、二一、

協日会 平次部

- 一、自由思想を作れ!
- 一、理則を守れ!
- 一、我等の暴後まわすれ!
- 一、初めはストライキを以て我等を死守せよ!
- リト!